

(総会の審議事項)

第19条 総会においては、次の事項を審議し、これを議決する。

- 一 年間活動計画および予算の編成
- 二 予算の補正
- 三 活動および決算報告
- 四 役員を選出と委員・顧問・参与の委嘱承認
- 五 会則の改正
- 六 その他、本会の運営に関する重要な事項

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、出席者の中から、これを選出する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、書記において要点を記載した議事録を作成する。

議事録の署名人は、そのつど議長が指名する。

(運営委員会)

第22条 運営委員会は、総会につぐ議決機関とし、役員・委員および顧問・参与をもって構成し、会長が招集する。

(運営委員会の審議事項)

第23条 運営委員会には、次の事項を付議する。

- 一 総会において議決された事項の処理に関する事項。
- 二 総会において付託された事項の審議とその処理に関する事項。
- 三 役員会により付議された事項の審議。
- 四 総会に付議する議案の発議

(役員会)

第24条 役員会は、役員および顧問・参与をもって構成し、会長が招集する。

(役員会の審議事項)

第25条 役員会には、次の事項を付議する。

- 一 総会ならびに委員会により付託された事項の処理。
- 二 委員会の付議する議案の発議
- 三 総会に付議する議案の発議
- 四 その他、関係機関との渉外調整ならびに会務に必要な事項の調整。

第5章 会計

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第27条 本会の活動に要する経費は会費・寄付金およびその他の収入をもってあてる。

2 本会の収入および支出は、すべて歳入歳出予算に編入しなければならない。ただし、遠征基金に要する経費は、遠征基金会計とし、別に予算を編成し執行する。

(予算の補正)

第28条 会長は、役員会に諮り予算の補正をすることができる。ただし、次期総会に報告しなければならない。

(帳簿)

第29条 会計は現金出納帳その他の帳簿を備え、出納を記入しなければならない。

(用途)

第30条 本会の金銭および財産は、第1条の定める目的達成以外に使用することができない。